

大船渡浄化センター等包括運営事業

< 募集要項等に関する質問及び回答 >

No	書類名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
1	要求水準書	2	1	2	2	表 I-1 事業者が実施する業務	施設更新計画策定支援業務について「施設更新計画の策定に資する情報提供及び提案」と記載がありますが、更新計画の策定自体は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	要求水準書	18	3	5	9	修繕業務 上限額	修繕額は事業年度ごとに500万円を上限額として見込み、最終事業年度において修繕額に残額が生じた場合は清算するとありますが、不測の事態により発生した設備の修繕対応により、事業者が提案した修繕額を超える費用がかかった場合は、市が負担するという認識でよろしいでしょうか。	不測の事態により発生した設備の修繕とは、日常の維持管理による確認ができない修繕であり、一定程度劣化の進行を確認していた場合は、通常の修繕の範疇として扱うことも考えられます。 したがって、不測の事態による修繕事案を確認した時点で、状況に応じた判断を行うこととなります。
3	事業契約書(案)	9	1	11	2	保険	「前各項」と記載されていますが、正しくは「前項」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。当該箇所については修正対応いたします。
4	事業契約書(案)	11	2	15	2	ユーティリティの調達	「乙が水処理に使用する薬品は、甲の承諾を得なければならない。」とございます。この使用について、薬品の効果を検証するための使用についても承認が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。薬品の効果を検証するための使用については、想定外の効果が生じることも考えられるため、承認を必要とすることとして取り扱います。
5	事業契約書(案)	17	4	42		法令の変更及び不可抗力	別紙8(5)の「やむを得ない事態」が発生した場合におきまして、不可抗力の場合(別紙5)も想定する、とございます。通常の維持管理のほか、追加の対応の必要性が発生した場合において、その対応に掛かる費用等につきましては、不可抗力による費用として、ご負担して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	別紙8(2)①の環境計測による原因究明や、事業契約書第42条第1項に規定する受託者からの通知及び協議等を経て、市の負担を判断することとなります。
		30	5	1	(1)	不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合		
		34	8	1	(5)	やむをえない事態		
6	事業契約書(案)	33	7	1		放流水質要求基準	法定基準値について、大腸菌群数3000(個/mL)以下とありますが、大腸菌数800(CFU/mL)以下であると思われますので、修正をお願いいたします。	当該箇所については御指摘のとおり修正対応いたします。
7	事業契約書(案)	43	11	3	(1)	サービス対価の改定 (①電力費相当分について)	マンホールポンプ場の電力費の対象とする期間は各年度3月請求分(2月使用分)までとありますが、令和13年度以降の事業にて事業者が変更になる場合には、事前に電力会社と協議し、令和13年3月使用分は事業者債務とするのではなく、事前に新事業者あるいは大船渡市に移管するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	事業契約書(案)	44	11	3	(1)	サービス対価の改定 (②それ以外の維持管理業務に係る費用について)	物価変動の改定の対象となる費用と指標について、「薬品費」についての指標がありません。昨今の物価変動を考慮すると、薬品費を事業期間にわたり改定対象としないことはリスクがあるため、指標を追加することを要望します。 指標として、日本銀行調査統計局の「国内企業物価指数」類別：化学製品、小類別：無機化学工業製品を提案します。	本事業契約書(案)の調製段階において、物価変動の改定の対象費用及び指標見直しの検討を行った結果、薬品費について改定対象に加えないこととしたものです。 なお、薬品費を含め、物価変動の改定の対象としていない費用についても、事業計画書(案)45ページに規定するインフレ条項(予期することのできない特別な事情により、(中略)著しく不適当となったときは、協議を行うものとする。)に該当する物価変動が生じた場合は、協議に応じます。
9	事業契約書(案)	49	12	3	(6)	契約解除等	4つ目の・に「⑤に基づく維持管理受託者等の変更」と記載されていますが、「正しくは「⑤に基づく維持管理受託者等の変更」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。当該箇所については修正対応いたします。